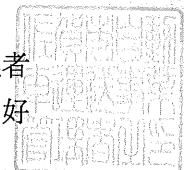


諮詢書

佐市交第 199号
平成24年2月3日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市自動車運送事業管理者
眞子孝好



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記の通り貴審査会の意見を求める。

記

1 賒問事項

ドライブレコーダーを佐賀市交通局のバスに設置することによる、個人情報の本人以外からの収集および外部提供を行うことの可否について。

2 賒問理由

バスの運行における車内・車外事故の情報収集と原因分析により、乗務員の安全運転への意識向上をはかりながら事故を抑止することで、安全・安心・快適なバス運行を行うことにより交通局のバスへの信頼を高める。(詳細は別紙のとおり)

諮詢理由

平成22年度佐賀市交通局のバス運行において交通事故が36件、乗客に関係した車内事故が6件発生している。車外、車内事故の発生に関しては原因や発生状況については、事故当事者双方での認識の相違がある場合、映像等がないため客観的な事故分析ができ難いケースがある。そのために事故処理に多くの時間・労力を要する場合がある。また、乗務員の事故の再発防止や安全運転教育に当たって、事故原因を客観的に示す映像等があれば実感的に補足することが可能となる。

このためバスの事故を抑止し、事故処理の適正化をすることで交通局のバスへの信頼を高めることを目的に、乗務員の安全運転への意識の向上が期待できるドライブレコーダーを下記の通り設置したい。

ついては、本事業を実施するに当たり、佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の本人以外からの収集および外部提供することの可否について貴審査会の意見を求めるものである。

1 設置目的

バスにおける車外・車内事故の抑止と適正な事故処理を図ることで、乗客や市民に交通局のバスに安全・安心して乗ってもらえるようにバス運行環境を整備する。

2 設置時期

平成23年2月（答申後）

3 ドライブレコーダーの概要

（1）設置場所および設置台数

- ・答申後に順次にバスにドライブレコーダーを設置予定（年間3台程度）
- ・バス1台につき4台のカメラを設置（最大5台設置可能）

（2）記録する情報及び保存方法

- ・バスの運行中に車外・車内カメラで撮影された車両、運転者、乗客、乗務員の映像情報
- ・乗務員周辺を中心とした車内の音声情報
- ・記録した映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）は、バス車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・メモリーカードは、事故等の解析のために車外に持ち出す場合等を除き、原則として車内のドライブレコーダーに装着したままで連続使用する。
- ・メモリーカードの記録データは順次上書き記録され、一定の期間が経過した後に、自動的に完全消失する。
- ・メモリーカード及び読み取り装置（リーダーライター）、解析ソフトは専用のものを使用し、他の読み取り装置（リーダーライター）やパソコンでは簡単に読み取りや解析ができないようとする。
- ・セキュリティ対策として、読み取り装置（リーダーライター）と接続する解析用パソコンはパ

スワード等を設定し、限られた範囲の者しか取扱いができないようにする。

- ・8 GBの容量のメモリーカードを使用予定。この容量で、最大120時間（10日間程度の乗務記録に相当）の連続記録が可能（別途、事故発生時前後の30秒間の情報も記録する。）である。

（3）掲示及び広報

- ・車中及び車外に「ドライブレコーダー作動中」などと明記した表示を行い、乗客等に周知する。また、市報・交通局ホームページでも広報を行う。

（4）記録データの取扱い

- ・記録型ドライブレコーダー運用基準（案）を定め、ドライブレコーダーの管理責任者・取扱者を定めセキュリティを考慮した運用管理を行う。
- ・記録データへアクセスできる者は、ドライブレコーダーの管理責任者及び管理責任者から記録データ取扱いの許可を受けた者（以下「取扱者」という。）のみに限定する。
- ・記録データの読み取り・解析等は専用ソフトを用い、パスワードを設定することによりアクセスできる者を限定する。
- ・外部との接続は行わない。
- ・記録データを、解析パソコンに取り込み複写する必要がある場合、複写目的を達した後、速やかに複写した記録データを消去する。

4 記録データの閲覧及び外部提供等

- ・記録データの閲覧及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び記録型ドライブレコーダー運用基準（案）に基づき取り扱う。ただし、事故等の状況確認や原因調査のため、事故等の相手方（当事者）と交通局の双方で記録データを閲覧・確認する場合及び交通局が契約している自動車保険会社の社員等への記録データの閲覧・提供については例外とする。
- ・法令等の規定に基づく捜査機関等からの請求により、記録データを提供しようとする場合は、相手方に対し事故の種類や時間場所、撮影したバスの特定を求めるものとする。
- ・事故等の相手方（当事者）からの記録データの提供依頼は、条例の規定に基づき個人情報開示請求により対応する。
- ・交通局は、請求の目的を特定できる範囲の記録データを限定し何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

5 レコーダー等の管理

- ・バス内に設置するカメラ及びドライブレコーダー、メモリーカードの保護のため、乗務員等が不在の場合はバスのドアを開かない状態にする。
- ・分析等に必要なために車外に持ち出したメモリーカードは、交通局庁舎内の施錠可能な保管庫に保管する。

記録型ドライブレコーダー運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は佐賀市交通局の車両のバス車両における記録型ドライブレコーダー（以下、「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報（以下、「記録データ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、適切な事故処理及び事故防止、交通安全に関する指導教育に資するものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー：バスの車内外の映像及び音声を撮影、記録する装置をいう。
- (2) 記録データ：ドライブレコーダーにより記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録された映像情報及び音声情報をいう。
- (3) 管理責任者：ドライブレコーダー及び記録データを管理する者をいう。
- (4) 取扱者：管理責任者よりドライブレコーダー及び記録データの操作・取扱いの許可を受けた者をいう。

(ドライブレコーダーの設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、交通局が保有するバス車両にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーの撮影カメラは、前方撮影用及び車内撮影用に、バス車内に設置する。
- 3 ドライブレコーダーの作動時間は、バス運行時間帯とする。
- 4 ドライブレコーダーを設置したバス車両には、乗客及び通行人から見えやすい場所にドライブレコーダーが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 ドライブレコーダー等の適正な運用及び管理を図るため、管理責任者をおく。

- 2 管理責任者は、業務課長とする。
- 3 管理責任者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

(取扱者)

第5条 取扱者を、業務課副課長及び業務係長とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

(記録データの取扱い)

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの体内に常時装着するものとし、第7条に定める場

合にのみ本体から取り出し、読み取り装置（リーダーライター）を介しメモリーカード内の記録データを解析用パソコン内の記録媒体に複写・保存することができる。必要とする記録データの複写・保存が完了したメモリーカードは施錠可能な保管庫に保管する。また、解析用パソコン内に複写・保存したデータは使用目的完了後、速やかに消去する。

3 解析用パソコンの操作はパスワード等により限定した者のみ可能とする。

4 記録データは撮影時の状態で保存するものとし、加工はしてはならない。

(記録データの利用目的及び提供等の制限)

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理責任者、取扱者及び乗務員以外の者に記録データの貸与・閲覧・複写提供をしてはならない。

- (1) バス事故等発生時における、事故分析、原因究明、乗務員指導に必要な場合
- (2) 運行中における、ヒヤリハット情報の収集と分析等に必要な場合
- (3) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が定める。

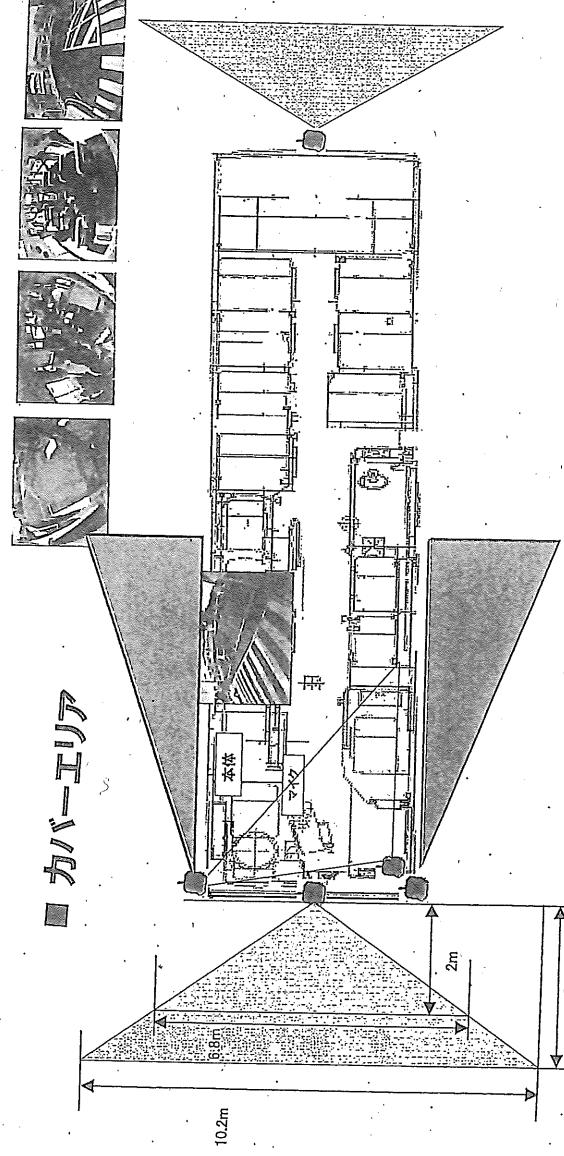
附則

この基準は、平成23年2月 日から実施する。

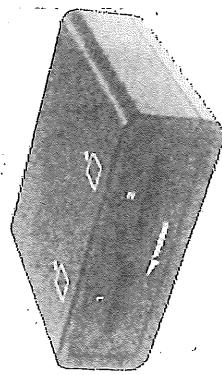
ドライブレコーダーステム構成図



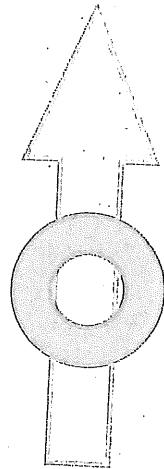
カバーエリア



リモートライズ

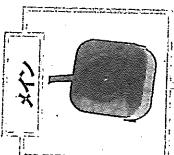
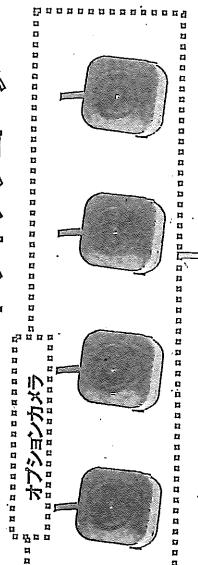


パスワード

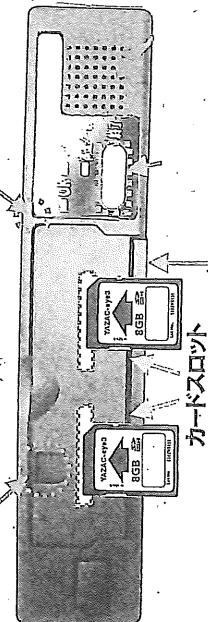


※カミラの取扱説明書

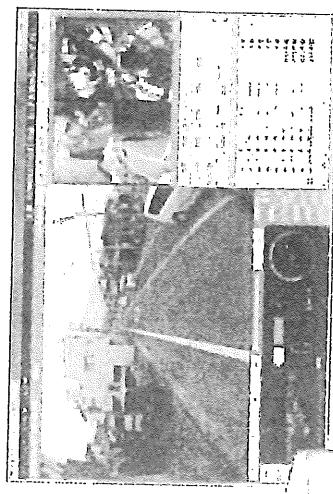
ドライブレコーダー



本体内蔵
センサー



カードスロット



【解析ノート】